

第 9 8 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 令 和 3 年 3 月 1 0 日 (水 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 1 0 日 午 後 1 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 3 号議案 | 宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定について |
| 日程第 2 | 第 4 号議案 | 宍粟市犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 5 号議案 | 行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第 4 | 第 6 号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 7 号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 8 号議案 | 宍粟市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 9 号議案 | 宍粟市国民健康保険診療所条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 10号議案 | 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 11号議案 | 宍粟市営住宅条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 12号議案 | 宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 第 13号議案 | 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 第 14号議案 | 宍粟市地域生活排水事業基金条例等の廃止について |
| 日程第 13 | 第 15号議案 | 辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について |
| 日程第 14 | 第 16号議案 | 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算 (第 13号) |
| | 第 17号議案 | 令和 2 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 4 号) |
| | 第 18号議案 | 令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号) |

	第 19号議案	令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
	第 20号議案	令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 21号議案	令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 6 号）
日程第 1 5	第 22号議案	令和 3 年度宍粟市一般会計予算
	第 23号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 24号議案	令和 3 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 25号議案	令和 3 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 26号議案	令和 3 年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 27号議案	令和 3 年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 28号議案	令和 3 年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 29号議案	令和 3 年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 30号議案	令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計予算
日程第 1 6	第 31号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 1 7	第 32号議案	令和 2 年度宍粟市一般会計予算（第 14 号）
	第 33号議案	令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 7 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 3号議案	宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定について
日程第 2	第 4号議案	宍粟市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 3	第 5号議案	行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 4	第 6号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について
日程第 5	第 7号議案	宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 6	第 8号議案	宍粟市介護保険条例の一部改正について
日程第 7	第 9号議案	宍粟市国民健康保険診療所条例の一部改正について
日程第 8	第 10号議案	宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について

日程第 9	第 11号議案	宍粟市営住宅条例の一部改正について
日程第 10	第 12号議案	宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第 11	第 13号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第 12	第 14号議案	宍粟市地域生活排水事業基金条例等の廃止について
日程第 13	第 15号議案	辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について
日程第 14	第 16号議案	令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第13号）
	第 17号議案	令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）
	第 18号議案	令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
	第 19号議案	令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
	第 20号議案	令和2年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 21号議案	令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第6号）
日程第 15	第 22号議案	令和3年度宍粟市一般会計予算
	第 23号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 24号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 25号議案	令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 26号議案	令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 27号議案	令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 28号議案	令和3年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 29号議案	令和3年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 30号議案	令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算
日程第 16	第 31号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 17	第 32号議案	令和2年度宍粟市一般会計予算（第14号）
	第 33号議案	令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第7号）

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番	津 田 晃 伸	議員	2 番	宮 元 裕 祐	議員
3 番	榎 橋 美 恵 子	議員	4 番	西 本 諭	議員
5 番	今 井 和 夫	議員	6 番	大 久 保 陽 一	議員
7 番	田 中 孝 幸	議員	8 番	神 吉 正 男	議員
9 番	田 中 一 郎	議員	1 0 番	山 下 由 美	議員
1 1 番	飯 田 吉 則	議員	1 2 番	大 畑 利 明	議員
1 3 番	浅 田 雅 昭	議員	1 4 番	実 友 勉	議員
1 5 番	林 克 治	議員	1 6 番	東 豊 俊	議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 谷 慎 一 君	書	記 大 谷 哲 也 君
書 記	小 椋 沙 織 君	書	記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	中 村 司 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	参事兼総合病院事務部長	隅 岡 繁 宏 君
企画総務部長	前 田 正 人 君	まちづくり推進部長	津 村 裕 二 君
市民生活部長	平 瀬 忠 信 君	健康福祉部長	世 良 智 君
産 業 部 長	名 畑 浩 一 君	建 設 部 長	富 田 健 次 君
一宮市民局長	上 長 正 典 君	波賀市民局長	坂 口 知 巳 君
千種市民局長	福 山 敏 彦 君	会 計 管 理 者	太 中 豊 和 君
教育委員会教育部長	大 谷 奈 雅 子 君	農業委員会事務局長	田 路 仁 君

(午後1時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆さん、こんにちは。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、教育長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和2年度(令和元年度事業対象)宍粟市教育委員会点検・評価報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、本日市長から議案3件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第3号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第1、第3号議案、宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) それでは、報告をいたします。

令和3年2月26日に審査付託のありました、第3号議案、宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定については、3月4日に第24回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第3号議案の主な内容は、豊かで活力あるまちを持続し、次世代へ思いやりや多様性のある社会を継承していくために、人と人々が互いに尊重し、性別等にとらわれないことなく、誰もがあらゆる場に参画し、共に責任を担う社会の実現を重要課題とし、市、市民、教育関係者及び事業者等の役割や責務を明らかにし、相互の連携と協働の下積極的に取り組むことで男女共同参画社会の実現を図ることを目的に条例を制定するものです。

審査の中で委員からは、推進計画の内容や数値目標についての質疑があり、当局からは、昨年策定した第2次宍粟市男女共同参画プランに体系を整理しながら施策

を計上、数値目標を設定しており、条例附則の規定により、このプランを推進計画として取組を進めるとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第3号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第3号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第4号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第2、第4号議案、宍粟市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和3年2月26日に審査付託のありました、

第4号議案、宍粟市犯罪被害者等支援条例の制定については、3月4日に第24回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第4号議案の主な内容は、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的に条例を制定するものです。

審査の中で委員からは、条例に規定する市民の定義と施行規則に規定する住民の定義は違うが、整合性は取れているのかとの質疑があり、当局からは、条例は犯罪に遭われた被害者や御家族等に対し、市民全体で支援していこうという考え方で、自治基本条例の規定するものとしており、規則においては、住居の提供、支援金の支給の規定があり、対象者は住民票のある方としている。相談等については、全ての相談を受ける中で、住所地の市・町につないでいくこととしているとの回答がありました。

自由討議の中で委員からは、支援の範囲について、今後、規則の見直しも含め充実するよう意見を出してもらえないかという意見や、やはり住民基本台帳に登録されていることが前提ではないか、相談等適宜対応していくということなので、これで妥当であるという意見がありました。

関係職員に説明を求め慎重に審査した結果、第4号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第4号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第5号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第3、第5号議案、行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和3年2月26日に審査付託のありました、第5号議案、行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、3月4日に第24回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第5号議案の主な内容は、行政手続の簡素化等を推進することにより、市民等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、押印の規定がある条例について見直しを行い、所要の改正を行うものです。

審査の中で委員からは、押印の見直しについて、国と市での判断基準の違いの有無や廃止と存続の判断基準についての質疑があり、当局からは、市民や事業者等の利便性の向上が大きな目的であり、国と市の判断基準に違いはない。また、廃止と存続の判断基準については、押印を求めるのに合理性があるか、代替りの手段がある手続なのかなどを判断基準として整理を進めているとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第5議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第5号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第6号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第6号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和3年2月26日に審査付託のありました第6号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正については、3月4日に第24回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第6号議案の主な内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義等を規定している条例5件について所要の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第6号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第6号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第7号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第7号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 第7号議案について報告します。

令和3年2月26日に審査付託のありました、第7号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正については、3月5日に第26回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第7号議案の改正内容は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、医療費助成資格判定に係る所得控除額等について整理するとともに、県の制度改正に伴い、助成対象医療費の拡充を行うものがあります。

関係職員に出席を求め慎重に審査しました結果、第7号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第7号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第8号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第6、第8号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 第8号議案について報告します。

令和3年2月26日に審査付託がありました第8号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正については、3月5日に第26回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第8号議案の改正内容は、介護保険の第1号被保険者の保険料について、第8期の基準月額を7期と同額の6,700円とするもの及び国の省令の施行に伴い、保険料算定に用いる段階別の基準所得金額が改正されるため、本条例についても同様に改正し、あわせて所得税法の改正に伴い、基準所得金額を判断する給与所得及び公的年金等の合計所得金額の算出方法についても整理するものであります。

審査の中で委員から、所得段階別第1号被保険者数の資料を確認したが、介護保険料の納付について、年金受給者等低所得者の負担が大きいのではないかとの質疑があり、当局からは、第8期介護保険料について、宍粟市では、第1、第2、第3段階については、賦課割合を0.5から0.3とし、保険料の軽減を図っており、0.2の差の部分については、国・県・市で補助することとなっている。それ以上の軽減については、介護保険の根幹をなす部分であり、宍粟市でできる部分とできない部分があるという点について理解を願いたいとの回答がありました。

関係職員に出席を求め慎重に審査しました結果、第8号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。第8号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、第8期、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料率等の変更を行うものであります。介護保険料の基準額、月額を第7期と同額の6,700円としています。しかし、第7期においては、新型コロナウイルス感染症によるサービス利用者の減少や第7期介護保険計画で予定されていた小規模多機能型居宅介護事業所の選定に至らず、整備できなかつたこと等で給付費が予想以上に少なくなり、積み立てられた第1号保険料である介護給付費準備基金の残高見込みが1億8,400万円であります。そのうちの1億3,000万円を取り崩すとのことであります。取りすぎ保険料である1億8,400万円は、第1号被保険者に返還するべきものであるので取崩しを行い、宍粟市の高すぎる介護保険料を引き下げること考えるべきです。

よって、この議案に賛成することができません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 1番、津田晃伸です。第8号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

急激な高齢化の進展とともに、介護サービスの利用も年々増加し、今後もさらに厳しい財政運営が続くものと思われまふ。要介護者が増え続ける中で、被保険者が住み慣れた地域で家族と共に生活ができるよう社会全体で支える介護保険制度は、国の制度に依存する部分が大部分であります。その中で事業をしていくため、地方自治体が単独で何かできるような財源は十分ではありません。介護保険制度の見直し等、我々政治家は国に提言していく必要性もありますが、今回の条例の改正は適切であると判断します。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第8号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第8号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第9号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第7、第9号議案、宍粟市国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 第9号議案について報告します。

令和3年2月26日に審査付託のありました、第9号議案、宍粟市国民健康保険診療所条例の一部改正については、3月5日に第26回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第9号議案の改正内容は、一宮北部地域の診療所の医師が数年のうちに閉院することを示唆されたため、当該地域で医療が提供できる環境を整備し、地域住民の安心の確保を図るため、一宮北診療所を開設しようとするものであります。

関係職員に出席を求め慎重に審査しました結果、第9号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第9号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第10号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第8、第10号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○9番(田中一郎君) 第10号議案について報告します。

令和3年2月26日に審査付託のありました、第10号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正については、3月5日に第26回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第10号議案の改正内容は、国において、不妊に悩む方への特定治療支援事業が拡充されたことに伴い、県の助成事業における対象者の要件緩和が実施されるため、市の助成事業においても県の助成事業に準じた支援が行えるよう所要の改正を行うものであります。

関係職員に説明を求め慎重に審査しました結果、第10号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第10号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第11号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第9、第11号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和3年2月26日に審査付託のありました、第11号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正については、3月4日に第24回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第11号議案の主な内容は、市営中山台団地建て替え事業が完了することから、今回建設した15戸を中山台団地2号棟として供用開始し、取り壊した5戸を用途廃止するため、所要の改正を行うものです。

また、金谷団地、野団地の建物構造の表記誤りを改正するものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査した結果、第11号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第11号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第12号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第10、第12号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和3年2月26日に審査付託のありました、第12号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、3月4日に第24回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第12号議案の主な内容は、新たな取水施設の供用開始に伴い、水道事業の認可変更が認可されたことから改正するものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第12号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 暫時休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時07分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第13号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第11、第13号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 第13号議案について報告します。

令和3年2月26日に審査付託のありました、第13号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正については、3月5日に第26回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告します。

第13号議案の改正内容は、今年度、山崎幼稚園園舎の耐力度調査を行い、老朽化によって構造上危険な状態であるとの結果が出たことにより、令和2年度末をもって使用を取りやめる判断をしたため、令和3年4月1日から山崎幼稚園の位置を変更するものであります。

また、伊水幼稚園及び都多幼稚園については、現在、休園中であり、令和3年度の入園希望者がいない状況であるが、蔦沢地区連合自治会より、地域活性化につながる園舎の早期利活用の要望書が提出されたため、2園を廃止するものであります。

審査の中で委員から、閉園地域からの入園希望者があった場合の取扱いについての質疑があり、当局からは、今回の改正は山崎幼稚園の位置変更と、伊水、都多幼稚園の廃止に伴う改正であり、閉園、休園地域からの入園希望者があった場合は、伊水、都多、神野小学校区の希望園児は河東幼稚園へ、山崎西小学校区の希望園児は城下幼稚園に移転予定の山崎幼稚園が受皿となるとの回答がありました。

関係職員に出席を求め慎重に審査しました結果、第13号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。第13号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、宍粟市立山崎幼稚園の位置を宍粟市立城下幼稚園に変更すること及び宍粟市立伊水幼稚園と宍粟市立都多幼稚園が閉園となるため、条例の一部改正を行うものです。

宍粟市立山崎幼稚園は、一番古い園舎で建築から60年以上が経過している木造建築であり、調査を行うまでもなく老朽化は著しく進行しているため、老朽化した山崎幼稚園舎に国の補助金を受け建て替えを行うための耐力度調査を行い、早急に国

の補助金を得て建て替えるべきだと考えてきました。ところが民営化ありきの宍粟市幼保一元化推進計画を推し進めるために、これまでの山崎地区での幼児教育や保育の実績を顧みない子どもたちの発達を保障する観点を見失っているのではないかととも思えるような施策が取られています。

よって、この議案に賛成することができません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 8番、神吉正男です。第13号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

山崎幼稚園の老朽化問題は、山崎地区のこども園の建設により解決するという方針で進められてきました。創立100周年を迎える山崎幼稚園は、新たにこども園に生まれ変わると地区住民は楽しみにされておりました。しかし、その山崎地区こども園の計画ができようとしている最中、地震により園舎が倒壊などした場合、子どもたちの安全を誰が責任取るのかという意見を受け、園舎の耐力度調査を行うことを昨年議会において議決されました。その耐力度調査において、老朽化により園舎が構造上危険な状態であるとの結果から、令和3年度より園舎の使用は不可能となりました。

年度途中での決定に対し山崎幼稚園の保護者の方々には動揺を与えてしまいました。そして、令和3年度からは園舎がなくなるため、城下幼稚園へ通園するという決断をせざるを得ない状況となりました。園児の皆さんには、城下幼稚園の友達とすぐに仲よくなされることを切に願っております。

この議案は、伊水幼稚園並びに都多幼稚園の廃止、山崎町門前にある山崎幼稚園を山崎町金谷に設置するという一部改正案です。山崎幼稚園の位置の変更に関しては、耐力度調査の結果の上、理解、納得せざるを得ない本条例改正でございます。

よって、第13号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてに賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第13号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第13号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東豊俊君) 起立多数であります。

第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第14号議案

○議長(東豊俊君) 日程第12、第14号議案、宍粟市地域生活排水事業基金条例等の廃止についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和3年2月26日に審査付託のありました、第14号議案、宍粟市地域生活排水事業基金条例等の廃止については、3月4日に第24回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第14号議案の主な内容は、施設改修等に活用したことから基金残高が少なくなった3つの基金を廃止しようとするものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査した結果、第14号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(東豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第15号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第13、第15号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 3月26日に審査付託のありました、第15号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定については、3月4日に第24回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第15号議案の主な内容は、スキー場運営の安定と利用者の安全確保、地域の雇用と活性化を図ることを目的に、ばんしゅう戸倉スキー場に圧雪車を整備するため、総合整備計画を策定しようとするものです。

審査の中で委員からは、圧雪車整備費用の一部を事業者に負担してもらうことは考えられないか、今後の入り込み者数は過大に見込まれているのではないかとの質疑があり、当局からは、根幹的な備品については、基本協定で市が整備することとなる。入り込み者数については、今期1万7,000人の目標で約6割の来場者であった。今後、営業活動する中で指定管理期間3年目2万人を目標に掲げているとの回答がありました。

関係職員に説明を求め慎重に審査した結果、第15号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第15議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について、反対の立場で討論をいたします。

本議案は、令和3年度において、ばんしゅう戸倉スキー場に圧雪車を整備する事業費4,540万8,000円の財源として辺地対策事業債を活用するための整備計画策定に関するものであります。

温暖化による雪不足やウインタースポーツ事業の縮小などの状況を鑑みると、ばんしゅう戸倉スキー場への新たな投資や起債の発行は避けるべきと考えます。

その理由として、ばんしゅう戸倉スキー場の運営に関しては、前指定管理者の株式会社マックアースに対して赤字補填を条件に令和元年度から3年間の指定管理協定を締結した際、当局は、ばんしゅう戸倉スキー場として事業を継続するか廃止するかを見極める時期にあると説明していました。また、その見極めに対して多額の赤字補填を必要とするまでに至っていました。しかし、マックアースは、令和3年度までの期間を全うすることなく、令和2年春の段階でこれ以上の営業継続は困難と判断し事業から撤退をしておりますし、それに対して市は、事業撤退を承認し、3,500万円の赤字補填金を支払うという経緯があります。

この間の経緯や温暖化やウインター市場の縮小などの状況を覆すだけの投資効果が考えられません。圧雪車を購入する合理的な理由は認められません。

また、辺地対策事業債という新たな地方債を発行することも問題です。地方債の発行は将来の利益を受けることとなる後の世代の住民と現在の世代の住民との負担を分かち、つまり世代間の公平な負担の調整という機能を起債は持っておりますが、スキー場としての事業を継続するか廃止するかを見極める時期にあると説明していたことからして起債の発行は適当でないと考えます。

以上の理由から15号議案に反対するものであります。議員各位の賢明な御判断をお願いをいたします。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） 2番、宮元裕祐です。第15号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、ばんしゅう戸倉スキー場に圧雪車を整備するに当たり、辺地対策事業債を活用するものです。辺地、つまり波賀町鹿伏、戸倉、道谷地域をいいます。辺地対策事業債の対象事業は、辺地総合整備計画に基づく事業で、ばんしゅう戸倉スキー場という観光関連施設の産業振興に当てはまります。起債充当率原則100%、交付税措置は元利償還金の80%が基準財政需要額に算入されます。とても有利な起債です。

全国の観光地施設で真夏と真冬の観光客の集客は課題があり、頭を悩まされています。本市の成長戦略の1つに観光がありますが、ばんしゅう戸倉スキー場は本市の最北端に位置し、真夏と真冬の観光地施設として人気があり、なくてはならない存在です。

また、ばんしゅう戸倉スキー場の存在が国道29号の沿線の飲食店やコンビニなどの小売・サービス業が少なからず売上げが確保できているとも聞いています。

今シーズンから若杉高原開発企業組合さんが指定管理者となり、大屋スキー場と共存共栄し、施設の運営ノウハウや人的交流も活発になり、今後も本市が誇れる観光施設になると期待しています。

以上のことから、第15号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について、賛成いたします。議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第15号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第15号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第16号議案から第21号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第14、第16号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第13号）から第21号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第6号）までの6議案を一括議題とします。

本6議案は、去る2月26日の本会議予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

- 予算決算常任委員長（大久保陽一君） 2月26日の本会議に上程され、本委員会に付託されました、第16号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第13号）から第21号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第6号）までの6議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を2つの分科会で分担して行うことと決定しました。3月4日に総務経済分科会、5日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、3月8日に第24回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査方策を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の方策は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第16号議案の関係部分の主な内容は、事業費の確定及び実績見込みなどに伴う歳入歳出の減額補正のほか、歳出について、総務費では、山崎市民局跡地土地調査業務委託料の計上、農林水産業費では、土万ふれあい木工館解体工事費の計上、商工費では、飲食店等経営継続応援給付金の計上などを行うものです。

歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響による市税等の減収を補うために減収補填債を計上するほか、繰越明許費として千種生活圈拠点施設整備事業費ほかを追加及び変更計上するものです。

審査の中で委員からは、土万ふれあい木工館解体工事費の増額の理由、飲食店等経営継続応援給付金の具体的内容についての質疑があり、当局からは、土万ふれあい木工館解体工事費の増額の理由については、施設解体に当たり、アスベスト含有調査を実施したところ、天井、壁にアスベストの含有が判明したため、除去費用を増額補正するものである。

飲食店等経営継続応援給付金については、県と市の協調事業である協力金や国の一時支援金の対象とならない令和3年1月から3月のいずれかの月の売上高が対前年、あるいは対前々年比25%以上減少している飲食サービスを営む事業者に対して、市の独自制度として事業者単位で10万円を支援する制度であるとの回答があったとのことです。

次に、第20号議案の主な内容は、事業費の清算見込みによる歳入歳出の減額補正のほか、過年度消費税及び地方消費税還付金を計上するものです。

それぞれの議案について関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第16号議案の関係部分及び第20号議案の2議案につきましては、いずれも全会一致で賛成であったとのことでした。

次に、文教民生分科会が審査した、第16号議案の関係部分の主な内容は、民生費では、コロナ禍における市民生活への支援として、経済的影響を大きく受ける可能性のあるひとり親世帯に対して1世帯につき5万円の給付を行うための予算の計上、教育費では、国の第3次補正予算で計上された国庫支出金などを活用し、小中学校及び幼稚園で実施する感染症対策に係る予算の計上などであります。

また、繰越明許費として、環境基本計画策定事業、障害福祉システム改修業務、新型コロナウイルスワクチン接種事業、幼稚園・小学校・中学校での新型コロナウイルス感染症対策事業、小中学校自動水洗整備事業など各事業に係る経費を補正するものであります。

審査の中で委員からは、リサイクル資源集団回収奨励金、自治会資源物再資源化推進事業交付金の減額理由について質疑があり、当局からは、集団回収奨励金については、緊急事態宣言が出されたことにより、学校の集団回収の実施回数が減ったこと、また、自治会交付金については、予算積算時と比較すると販売価格が大幅に下がったことが原因であるとの回答があったとのことでした。

また、ひとり親世帯しそ支援助金を増額することになった背景についての質疑に対しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対して臨時特別給付金を2回給付してきたが、いまだに大変な状況が続いていることを受け、子どもの進学や進級の時期を迎えることから、市独自の施策として市内のひとり親世帯に対して1世帯あたり5万円の給付を行うため増額したとの回答があったとのことでした。

次に、第17号議案の主な内容は、不用額の整理のほか、臨時発熱外来の実施に係る国庫支出金の計上などであります。

次に、第18号議案の主な内容は、歳入において税制改正に対応するシステム回収委託料の国庫補助額の減に伴う事業費分について、一般会計からの繰入金を増額、システム改修委託料の国助成の補助基準額の見直しに伴う減額であります。

次に、第19号議案の主な内容は、地域支援事業費などの見込みに伴う整理とともに、被保険者保険料の一部を基金へ積み立てることとしたものであります。

審査の中で委員からは、介護予防サービスに係る減額の原因について質疑があり、当局からは、コロナの影響により給付費が減っていることが一番の要因ではあるが、要支援認定者及び事業対象者が昨年と比較し減ったことにより、サービス利用が減り給付費が減ったものと考えられ、いきいき百歳体操や通いの場などの介護予防の施策により認定者や対象者が減ってきているのではないかと考えられるとの回答があったとのことです。

次に、第21号議案の主な内容は、事業費の確定等による繰入金の精査や空床補償などのコロナ関連補助金の増額、減価償却に繰入れ割合を乗じた金額を収益化する長期前受金戻入の計上などであります。

それぞれの議案について関係職員に出席を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第16議案の関係部分から第19号議案までの4議案及び第21号議案につきましては、いずれも全会一致で賛成であったとのことです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。採決しました結果、第16号議案から第21号議案の補正予算6議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本6議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第16号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第16号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて第17号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第17号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて第18号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第18号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて第19号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第19号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて第20号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて第21号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第21号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時まで休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後3時00分再開

○議長(東 豊俊君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第15 第22号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第15、第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算から第30号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算までの9議案を一括議題とします。

当該9議案につきましては、去る2月26日の本会議で提案説明が終わっております。

これから質疑を行います。

通告に基づき順次発言を許可します。

まず、創政会の予算質疑を行います。

7番、田中孝幸議員。

○7番(田中孝幸君) 7番、田中孝幸です。発言の許可をいただきましたので、創政会を代表いたしまして予算質疑をさせていただきます。

令和3年度の施政方針を中心に質疑をいたします。

初めに、宍粟市施政方針について伺います。

宍粟市は、令和3年度も引き続き「森林から創まる地域創生」をテーマに掲げ、「住む・働く・産み育てる・まちの魅力」の4本を柱とした施策を展開する。また、市の北部地域の活力こそまちづくりの生命線と考えていると施政方針にありますが、具体的な主要事業内容を最初に伺います。

次に、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりについて伺います。

農業の振興の中に宍粟北みどり農林公社や異業種からの農業参入により、個別ではなく大きな単位での農地保全を図る宍粟市農業モデルの構築を目指すとありますが、事例を含めた具体的な事業内容を伺います。

また、林業の振興の中に、森林管理システムの導入に基づき、森林所有者が経営管理できない森林の整備を進めるとともに、林業事業体が森林所有者に代わり森林整備を行うための集約化に要する経費を支援するとありますが、具体的な事業内容を伺います。

また、観光の振興の中に「日本酒発祥の地・発酵のふるさと」と呼ばれるしそうを目指し、庭田神社で採取されたこうじ菌を用いて開発された甘酒の販路開拓や地酒造りから生成される酒粕を生かしたメニューの研究・開発などを展開していくとありますが、事例を含めた具体的な事業内容を伺います。

次に、子どもが健やかに育つまちづくりについて伺います。

令和4年度からの学校給食会計公会計化に向けた取組を進めることにより、学校給食費の透明性の向上とともに、教職員の学校給食費管理に係る負担を軽減し、教育時間の確保を図るとありますが、具体的な事業内容を伺います。

次に、持続可能な行財政運営の推進について伺います。

徴収対策として、市町間併任協定の継続や預金の電子照会を導入し、収納率の向上に努めるとありますが、事例を含めた具体的な事業内容を伺います。

以上で1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 田中孝幸議員の予算質疑に対し順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、創政会代表の田中議員の御質問にお答え申し上げます。このように思います。

地域創生の取組についての関係であります。令和3年度は第2次総合計画前期基本計画及び第1次宍粟市地域創生総合戦略の最終年となることから、これまでの取組を総括して次代につなぐまちづくりを展開する未来創生予算と位置づけておるところであります。

具体的には、これからの当市を担う子どもの教育や子育て環境の整備に重点を置きつつ、宍粟市の豊かな自然を活用する予算として、まず「住む」の定住促進としては、宍粟材の活用支援の補助額を引き上げた「森林の家づくり応援事業」や（仮称）千種市民協働センターの建設、さらに（仮称）波賀市民協働センターの設計な

ど約5億6,000万円を計上しておるところであります。

「働く」の雇用の創出・就労支援では、起業後の支援体制を拡充した企業誘致等推進事業や強い森林づくりを推進する森林整備促進事業など、約5億7,000万円を計上しています。

「産み育てる」の子育て支援としましては、支え合いの輪寄附金を活用する「新生児応援寄附事業」や結婚への前向きな姿勢を応援する「オンライン婚活応援事業」、さらには保育環境、幼児教育、学校教育の充実を図る「幼保一元化」や「小中一貫教育総合推進事業」として約4億円を計上しています。

「まちの魅力」の選ばれるまちづくりでは、山崎中心市街地を中心とした観光客の受入れ体制を充実させる「観光駐車場整備事業」や、関西・東海・北陸エリアの紅葉ランキングで1位に輝いたもみじ山を整備する「最上山公園等整備事業」など、約2億2,000万円を計上しています。

また、北部地域の新たな活力を生む施策としては、市北部の自然を生かしたアウトドアによる観光振興や家原遺跡公園・まほろばの湯を中心とする御形の里づくり事業、ちくさ高原エリアの広葉樹の植樹による名勝地への取組、また、森林セラピーの推進や小水力発電事業への支援、身近な場所で医療を確保する一宮北診療所の開設ほか地域医療体制の堅持など、市北部から市全体へ広がりを持たせる取組を展開してまいります。

次に、宍粟市農業モデルの構築、この具体的な事業内容であります。地域全体の農業について維持・活性を図っていくためには、就農希望者の受入れや農業担い手の確保が重要でありまして、既存の農地バンク制度の充実や、第2創業として農業に参入する事業者への支援強化などにより、担い手として宍粟北みどり農林公社や事業者による利用権設定や、農作業受委託契約を拡大させるなど、地域営農を担える仕組みづくりを宍粟市農業モデルと位置づけ、事業の中で農地集約化や雇用促進を行うなど、地域集落の活性につなげる仕組みを検討し、具現化を目指します。

まずは新規雇用に対する補助支援要綱の制定やモデル地区の設定など、新たな枠組みを検討していきたいと考えております。

次に、林業事業体が森林整備を行うための集約化の支援、この具体的な内容であります。制度の目的は、森林集約化をサポートし、森林経営計画の樹立を促進することで、より広域的かつ効果的な森林整備の充実を図る制度としております。

補助対象者は、市内の民有林等を売買等により取得し、当該林班に係る森林経営計画の認定を受け、市内に本店等がある市登録の林業事業体とし、補助率及び補助

金額の上限は1ヘクタール当たり5万円で補助対象経費に対する実支出額の5分の1以内としております。

次に、発酵のまちづくり事業の具体であります。現在、発酵のまちづくり推進協議会で鋭意取り組んでいただいておりますが、まず特産品の開発におきましては、庭田神社にて採取されたこうじ菌、宍粟市産のお米、宍粟の名水など、全て宍粟市産の材料にこだわった甘酒の商品化に取り組んでおり、間もなく完成し販売を開始する予定であります。

令和3年度は、販路を開拓しながら、発酵のまちしそを多方面でPRしていきたいと考えております。

次に、酒粕を活かしたメニューの研究・開発についてであります。市内の飲食店と連携し、酒粕を取り入れたオリジナルメニューを飲食店で提供し、広告宣伝を協議会が担い、市内外から飲食店への誘客を促進したい、このように考えております。

次に、子どもが健やかに育つという観点の中で、学校給食の公会計化、この具体的な事業内容であります。現在、各学校におきましては、学校給食費の徴収、あるいは管理業務を行っていただいております。滞納者には教職員の先生方が督促業務を行ったり、あるいは電話で、さらには個別訪問等々で、そういった必要な場合にはどうしても夜間等々にも実施せざるを得ない状況であります。

そこで、学校給食の徴収・管理システムを導入し、一元管理により市が直接保護者から給食費の徴収業務を行うようにいたします。

公会計とすることで各学校の担当教職員の当該業務の負担がなくなり、これにより授業準備であったり、学習指導のための時間、あるいは児童・生徒に向き合う時間などが確保できるようになると、このように考えております。

現在、宍粟市の学校給食会計は、年間で約1億5,000万円の収支規模となっております。市の一一般会計にすることで経理面の管理・監督体制が充実し、議会においても予算、あるいは決算の審査を受けることとなりますので、学校給食費の管理のいわゆる見える化を図ることができる、このように考えております。

最後の4点目につきましては、より具体でありますので担当部長より答弁させたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 市民生活部、平瀬部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 私のほうからは、徴収対策としての具体的な事業内容についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、徴収対策の取組であります預金照会と市町間併任協定についてでございますが、まず、預金の電子照会につきましては、現状では金融機関へ紙ベースでの依頼・回答を行っている預金照会を民間事業者のサービスを活用して電子照会を行うものでございます。

従来の紙ベースの照会では、各地方公共団体により書式や回答項目が統一されていないため、銀行側の確認が手作業となることから、回答まで1か月以上かかる場合もございます。電子照会により最短で3日程度で回答が返信されることから、迅速に滞納処分を実施することができることとなります。

次に、市町間併任協定の継続につきましては、催告を行っても納付や納税相談にも応じない滞納者に対しまして、預金照会等では財産が発見できない場合などは、居宅等への立入りで換価可能な財産の調査や生活状況の実態調査ができる捜索の強化を図るとともに、滞納処分手続について職員のスキルアップを図るため、引き続き佐用町と協定を締結させていただきまして連携して滞納整理を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） ただいまの回答で令和3年度の具体的な主要事業内容等よく分かりました。必ず主要事業計画は100%達成していただきますようよろしくお願いいたします。

ただ、1点だけ再質疑をさせていただきます。

先ほど日本酒発祥の地・発酵のふるさとと呼ばれるしそを目指し、庭田神社で採取されたこうじ菌を用いて開発された甘酒の販路開拓や地酒づくりから生成される酒粕を活かしたメニューの研究・開発などを展開していく内容を伺いました。しかし、私は動きは大変遅いと感じます。

今一番に考えるキーポイントは、新型コロナウイルス感染症であると考えます。日本、そして世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症への対応策は、御承知のとおり、とにかく感染拡大を防ぐこと、すなわち手洗い、うがいの徹底、3密を避ける、ソーシャルディスタンスを保つことなど、各自が徹底的にウイルスを避けることです。こうした行動を遵守するほか、個々でできる手だては免疫性を上げることです。適度な運動、睡眠、バランスの取れた食事など、これを機に生活習慣を見直すのも不要不急の外出ができない今だからこそむしろ取り組みやすいと言えます。家庭での食事が増える現在、とりわけ食べ物の健康効果や免疫力強化の

面からも注目されています。

新型コロナウイルスへの対策として、腸の健康を保つことが免疫力を高める鍵とも言われております。そのため、腸内の善玉菌を増やすことが大切です。飲む点滴とか、ジャパニーズヨーグルトとも呼ばれ、古くから暑気払いや栄養補給に飲みつかれてきた甘酒など、発酵食品、改めてそのよさが見直されている今が宍粟市にとって最大のチャンスと確信いたします。

市長がいつも言っておられるピンチをチャンスに変えるのは今しかありません。スピード感を持って速やかに令和3年度前期に具体的な企画・立案し、生産販売の行動を起こし、後期には結果を出すようなスピード感を持った動きをするべきと考えます。

また、開発した健康食品を宍粟市の顔としてぜひふるさと納税の返礼品にすることを提案いたします。

そのためにも、この事業に対しての予算額87万3,000円は非常に少ないと感じます。年度中に補正予算を組んでも令和4年度にこの事業が発展的につながるようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上で2回目の質疑をさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ただいま御質問が提案も含めてありましたが、まさにそのとおりであります。特に酒の粕も含めていわゆる美容とか健康管理、特に免疫力の向上、特に甘酒についてはいろんな種類があるわけでありましたが、より効果があると言われております。そういう意味では、今、特に時期を得たことになろうかと、このように考えておりました、従前から協議会の中でもこのことを取り組んでいただいたり、もう既に取り組んでいただいておりますが、おっしゃったように、可能な限り前期でしっかりと販売の販路等々確保しながら、後期にそういったものはさらに成果がしっかり出てきている、このようにしていきたいと思っております。

それから、事業費の問題につきましては、今その額であります、いよいよ販売し、これは民間の皆さんと一緒にやっていくわけでありましたが、協議会でどうしても必要な場合については、当然、市としても支援をしていく考えであります。現在の87万3,000円につきましては、できるだけ販路をどうやって広げるとか、研究とか、そういったことも含めて予算化しておりますので、ただいま御質問のあったことも踏まえながら、スピード感を持って対応していきたいと、このように思っております。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） 先ほど質疑しました甘酒も含めた発酵食品、再三申しますが、日本酒発祥の地・発酵のふるさとしろう、庭田神社を表舞台に出す今が最高のチャンスです。実行あるのみだと考えます。ぜひよろしく願いいたします。

本日は、1回目の質疑で市当局の令和3年度の施政方針に向けての取組、お考えをお聞きしました。今日は、私は全体的な考え方を予算質疑としてさせていただきました。個々具体の事業については、それぞれ会派予算委員もおりますので、そのほうで詳細の確認等をさせていただきたいと思います。

なお、ぜひ今後も最少の経費で最大の効果という理念に基づき、行政業務改善を行い、さらに歳出削減に取り組んでください。本当に必要なものは何か、削減できる事業はないか、日常的に検証を行い、財政の健全化、スリム化に努めてください。

以上で終わります。

○議長（東 豊俊君） 以上で創政会、7番、田中孝幸議員の質疑を終わります。

続いて政策研究グループグローカルしろうの予算質疑を行います。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） それでは、グローカルしろう会派を代表いたしまして予算質疑をさせていただきます。

ちょっと時間がないので、事前通告しておりますので簡潔に申し上げます。

まず、人口減対策なんですけども、市町合併以降、旧町域の中で最も人口が減っているのは山崎町でございます。山崎町域から流出する人口を止めるための第2のダム機能強化策、この辺りについて重要だと思いますが、どんな施策、あるいは令和3年度の予算措置がされているのかお伺いします。

予算の基本方針の中に森林創生の重点化による地域活性化の推進とあります。これの具体、予算措置を伺います。

それから、同じく変化する社会のありように対応した取組の実施、3点伺いますが、引き続き、コロナ感染症への医療体制、新しい生活様式に対する予算措置などを伺います。

また、コロナ禍におきまして、高齢者などの孤立・孤独、こういうことが問題になっておりますが、その対策、どのような対応策があるのかお伺いいたします。

ポストコロナに向けた令和3年度という言い方がされておりますが、どういった社会、経済の在り方を想像されての予算措置なのかお伺いいたします。

変化する社会の在り方に対応した取組とは、低炭素社会でありますとか、循環型

社会、それから自然共生社会、いわゆるSDGsの理念に基づいた施策展開だというふうに思いますが、新たな施策、予算措置はあるのでしょうかお伺いいたします。

次、歳入に関する事項でございますが、令和3年度予算は借金が返済額を上回っております。将来負担についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

それから、市税も随分と減少しておりますけども、自主財源の確保に向けた取組、その状況をお伺いいたします。

それから、歳出でございますが、事業の整理統合など見直すべきところは見直してというふうにあります。見直しを行われました事業数、それに対する効果額はどの程度あるのでしょうかお伺いいたします。

次に、一般財源も限りある中で、商工費、産業立地促進事業の一般財源が約3億3,000万円ということで非常に突出しておりますが、今の制度設計におけるこれまでの事業効果、どのような評価を行って今回の予算を積み上げられておられるのか。また、この事業を執行することによりましてほかに犠牲になっている事業があるのではないかと思います。その辺お尋ねをいたします。

それから、歳出の目的別で見ますと、商工費が令和2年度の当初予算額の2倍を超えております。上記の先ほど申しました産業立地促進事業のほか観光関係が非常に多くなっております。それにつきまして2点お伺いしたいと思いますが、先ほどもありましたが、スキー場の維持、それらの投資を行う予算、これをどういうふうと考えて積み上げられたのかお伺いします。

それから、また特徴的には指定管理料が大幅に増額をされております。これまで収益施設であっても燃料費とか、そういう固定経費がかかるので、そのあたりを負担していきたいという説明がございましたが、それを上回るような予算額に見えるのですが、御説明をいただきたいと思っておりますし、それから第三セクターの中でもあります。その指定管理料については、指定管理者と、それから市とそれぞれ責任分担があらうかというふうに思いますが、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思っております。

これで1回目終わります。

○議長（東 豊俊君） 大畑利明議員の予算質疑に対して順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループグローバルしそう、大畑議員の御質問にお答え申し上げます。

たくさん頂いておりますので、できるだけ簡潔にということでもありますのでよろ

しくお願いしたいと思えます。

まず、第2のダム、これは特に地域創生総合戦略の取組というのは非常に重要であります。特に中心市街地から城下方面、確実に実施する必要があるだろうと、このように考えております。

そこで、具体的な事業ということではありますが、山崎市民局跡地の観光駐車場、さらにまた観光案内所の委託料等々、これは観光協会等々含めてであります。認定こども園の整備事業、さらには最上山公園等整備事業、都市計画道路の山田下広瀬線、それから雨水幹線整備事業、さらにまた新病院建設及び周辺整備事業、こうすることで、ハードあるいはソフトも絡めながら、第2のダム機能の役割を持たせていきたいと、このように考えておきまして、合計で約6億弱の予算を計上しているところでもあります。そういったことで第2のダム機能をさらに充実していきたいなど、このように考えております。

2点目の森林創生の重点化のことではありますが、特に地域創生も含めてであります。令和3年度におきましては、(仮称)千種市民協働センターの年度内での供用開始を目指して建設を進めるとともに、(仮称)波賀市民協働センターの詳細設計に着手することとしております。

それぞれ両施設ともそれぞれの生活圏での活性化に資する施設として商店街との連携であったり、あるいは買物環境の整備など、新たなにぎわいの創出拠点づくりを行いたいと、このように思っています。

また、宍粟材の活用を拡充させた森林の家づくり応援事業や意欲ある林業事業者への森林の集約化、山林の奥地の条件不利地の整備促進、さらには木育・ウッドスタート事業など、森林から創まる取組をさらに加速させていきたいと、このように思っています。

そういったことの観点も含めて地域創生総合戦略予算、関係する予算については、約4億6,000万円程度計上しておるところであります。

次に、変化する社会のありように対応した取組ということで3点ありますが、1点目、特に医療体制や新しい生活様式であります。医療体制につきましては、臨時発熱外来診療所の運営や、総合病院での臨時検査所の設置、新しい生活様式としましては、行政手続のスマート化や各庁舎、施設を結ぶオンラインシステムの活用、タブレット端末を用いたICT教育の実践など、新しいスタイルの確立を目指した取組を進めます。

また、コロナ禍における高齢者等の孤立・孤独への対策につきましては、高齢者

の心身の健康保持と社会参加の推進が重要であることから、通いの場への助成金の交付や、専門職の派遣によるミニ講座の開催などを通じて地域力を活かした住民主体の支え合い活動の充実を図ります。

令和3年度より高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することとし、個別支援や通いの場等への積極的な関与を行うことで高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援に取り組むたいと考えております。

2点目のポストコロナに向けた令和3年度の実施についてであります。都市環境から自然環境に目を向けられた今を絶好の機会と捉え、アウトドアの視点を持った自然資源の活用や発酵文化、発酵食の普及啓発に取り組むことで交流人口や関係人口の増加による雇用や経済活動の創出に取り組めます。いわゆる密から疎に対する対応と、このように考えております。

3点目の持続可能な社会づくりについてであります。市では既に国が提唱する地域循環共生圏の形成を目指して取り組んでおり、令和3年度予算の環境施策においても、昨年の国の2050年カーボンニュートラル宣言の下、豊かな自然や森林資源を活用したグリーンエネルギーによる発電事業に対して補助金交付要綱を改正し、10キロワット以上の発電施設を設置する事業者に対しての補助制度へと拡充を行っております。

次に、歳入に関する事項の将来負担についてどのように考えているのかと、このことではあります。令和3年度当初予算は、臨時財政対策債が2億6,500万円の増額となることや、これまでも様々な場面で説明しております生活圏の拠点づくり事業、幼保一元化推進など、今進めなければならない事業を実施することによって、結果として一般会計において地方債現在高の増額見込みとなります。基本とする考え方といたしましては、繰上償還を継続するとともに、地方債を財源とする事業費については十分に精査し、後年度への負担を減らすことで健全な財政運営に努める考えであります。

また、自主財源の確保に向けた取組状況につきましては、令和3年度当初予算におきまして、市有林の売払い収入において約5,000万円、ふるさとづくり寄附金で約5,400万円の増額を見込むとともに、光ファイバー貸付料の見直しにより約280万円を増額しております。さらに、徴収対策として、市町間併任協定などにより収納率の向上に努めるなど、自主財源の確保に取り組む考えであります。

次に、歳出における事業の見直し事業数と効果額、このことではあります。部局別の一般財源枠配分方式を継続することにより、全体として歳出の抑制を図るとと

もに、住民情報系システムの機器更新に伴う保守料の抑制により約580万円の減額、指定管理による波賀B&G海洋センターの維持管理費等の経費において約120万円の減額、また、起業家支援助成金において助成要件の見直しにより800万円の減額など13事業、約2,300万円を減額しております。

次に、産業立地促進事業の予算措置についてであります。事業効果として、助成終了後は事業者から毎年5～7%程度の額が税込として回収できると算定しているほか、事業者の売上げから波及効果も本年度は90億円程度と見込んでいます。また、事業拡大等による雇用者の確保なども顕著であり、当市産業の振興と雇用機会の拡大という目的を果たしていると評価しております。

また、産業立地促進事業により犠牲になった事業があるのではないかの御質問についてですが、予算全体への影響がなかったとは言えませんが、産業立地促進事業によって減額をしたという事業はございません。

次に、降雪不足等の状況をどのように考慮し、スキー場への投資する予算としたか、考え方も含めてであります。市内2つのスキー場は、冬季における貴重な観光施設として地域経済活性化の役割を担っております。雪不足等であっても両施設が安定した運営ができるように公の施設の設置者として、ちくさ高原スキー場には人工降雪機の増設を、戸倉スキー場には圧雪車を導入するための予算を提案しております。

次に、第三セクターにおける指定管理料の責任分担の考え方ですが、指定管理料は、施設の管理・運営に必要な経費を賄うために行政が指定管理者に支払う費用であり、伊沢の里及びフォレストステーション波賀の入浴サービスの提供を確保する観点から、市の責務として指定管理料を支払うものであります。

以上でありますので、またよろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） すいません。時間がなくて申し訳なかったんですけども、残り時間2回目の質疑をさせていただきたいと思います。

数は絞っていきます。

1つは、第2のダムのとこなんですけども、若い人たちが住んでみたいというようなまちづくりになっているのかどうかというのがちょっと私も疑問に思います。観光駐車場だったり、最上山整備、観光客を招くということでの整備、あるいは雨水幹線、都市計画道路といった都市施設の基盤的な整備をされようとしておりますけども、基本的に中心市街地から病院がなくなっていく、あるいは新市街地の整備

をしようとしていた区画整理事業を廃止していくというような、本当にまちの中心を整備をして若い人たちに住んでいただくような、あるいは移住者を獲得していくような政策自体がなくなっていっているんじゃないかなというふうに思うわけです。もう少しこの辺りについて見通しを聞かせてください。

それから、将来負担のことですが、繰上償還とかいろいろ努力もあるということでございますけども、やっぱり今日、部長、全国的な平均値が分かったら教えていただきたいんですけども、県の平均ですね、将来負担率の。相当宍粟市の場合高いんじゃないかなと思っております。ですから、財政的には治療が必要な状態にあるんじゃないかなというふうに考えております。

将来負担が多くなるということは、将来の政策に対する自由度、そういうものがどんどん低下していきますよね。ですから、将来世代の方々が償還をしていく、そういう負担も強いていくわけですね。ですから、やはり宍粟市のこれからの次の世代の方々の経済、社会というのを活気づけるためにもやっぱり自由度を高めておかなければいけないんじゃないかなというふうに考えますので、もう一度将来負担に対する認識をお尋ねしたいと思います。

それから、産業立地促進条例の関係、この事業も効果は出ていると思っておりますけども、やはり今回非常に一般財源へ過度な負担を強いていると私は思います。幸い犠牲になった事業はないということでございますけど、一定その事業効果を検証していく時期に来ているだろうというふうに思いますし、やっぱり財政もこれまでならという分岐点があるんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱり事業のもう一度検証、見直しみたいなものも視野に入れていくべきではないかということでお伺いをしたいと思います。

最後、指定管理の関係ですが、市長、市の責務として指定管理料を払っていくんだとおっしゃいますけど、例えば入浴施設を整えるものについて公が整備をする問題と営業する問題というのは、それは経営努力していかなあかん部分でありますから、そういう市が責務としてやる部分と、あとは指定管理ですから、その事業者が経営努力を行わなければいけない部分と含まれていると思うんですが、そのさびわけがきっちりできているんでしょうかということをお尋ねしておりますので、それを踏まえた予算提案なのかお伺いしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 1点目の第2のダムのことでありますが、大畑議員もよく御承知のとおり、区画整理事業は長い間、旧山崎からああいうことになって、地元の

皆さんと色々な中でああいうことで、結果として白紙に戻ったということで、私はもともと多分同じ考えだと思うんですが、やっぱり町並みをつくるにはしっかりこういったこと、都市全体の計画区域の中でせないかんということで、なかなか市民の皆さんの理解が得れなかった。それは減歩方式とか、いろんな結果としてそういうことなんです。私は、この旧山崎のエリアを考えたときに、安心して子育てができたり、住む、住居のこと、それから生活環境のこと、もちろん安全・安心、あるいは医療、そういったものを総合的に判断して、まさにやっぱり若い人たちもここならと、まさに住みたくなるまち、あるいは住んでよかったなど、それがやっぱり安心・安全だったりする。こういうことがあると思いますので、それは今回の都市マスの中でも将来に向かって描けばなおいいなど、こう思っ取るんですが、方向としては、私はそういうまちをつくることによって、そこに住居を構えて若い人たちが住み、住み続けていけると、こういうふうに思っております。

そういう意味では、ダム、今回の予算の中でもいろいろしておりますが、それぞれがやっぱりそれぞれ役割がありますので、しっかり条件整備を整えることが大事だと、このように思っています。

それから、産業立地のことにつきましては、確かに分岐点はどっかでしっかりしないと、しっかり検証して、言葉は適当ではないかも分かりませんが、ずるずるこのままというわけにはなかなかいかないのも承知しております。しかし、これまで産業立地の中でそれぞれ企業が張りついでいて一定の雇用もできておるんですが、それはそれとして、やっぱり今の安栗市のいわゆる枠の中で、財源も含めて枠組みの中でこのことはしっかり検証することが大事だと、このように思っております。いずれしっかり、令和3年度でできるかどうかは別にしても、そうしないとこのままではやっぱりなかなか難しい面が出てくると、このように認識しております。

それから、指定管理料の入浴料の関係であります。公衆的に、あるいは宿泊としての入浴と、公衆的にということ。それぞれ伊沢の里もまほろばも経緯があったわけであり。御存じのとおり。それは近くの人たちや市民の皆さんが、いわゆる公衆衛生的な分野で利用されている分、その部分をどうやって市が、それが指定管理者が担うのかどうかということの議論をしたところであり。そういったところも含めて今回こういう提案をしておりますので、それが100%だとは思っていませんが、そういう部分もあるということも御理解いただきたいと、このように思っています。

それから、将来負担については、担当部長でありますので企画総務部長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部、前田部長。

○企画総務部長（前田正人君） 私のほうから将来負担比率、まず全国平均、県平均についてということが質疑としてありました。

令和元年度で全国平均は27.4、県平均は54.3となっております。このうち兵庫県で言いますと、一番は今日の新聞にも載ってございましたけど、上郡町が179.6、それから播磨町とか姫路市みたいなないところもあります。その中でうちは令和元年度につきましては116という数字を持っております。

言われましたとおり、将来負担比率につきましては、将来のやはり負担いうものを表す指標でありますので、できるだけ少ないにはこしたことがないんでございますが、ただ、臨時財政対策債みたいな、有利な100%入ってくるんも一応借りて、本当は国が交付税措置していただいたら、そういうのは起債には上がってこないわけなんですけども、そこも一応起債としては上がってくるというようなそういうような状況の変化もあります。

ただ、もともと合併した当初は200近くあったわけなんですけども、繰上償還、そこら辺等もしてかなりは改善はしている、努力はしているところです。

ただ、これからもまだそんなに歳入増加等が見込めないところでもありますので、次の5年間ぐらいでは130台ぐらいまでは抑える必要があるのかなと思ってます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 将来負担の認識は市長に聞いたんですけども、130ぐらいとおっしゃったんですか、今。ちょっと高いんじゃないですか。公式的にそういう見解出されているんですか。

ちょっと予算委員会の中でまたしっかりいただきたいと思うんですけど、やはり国もお金がなくなってきた臨時財政対策債という地方にまた借金させていくようなそういう時代に入ってきていますし、まだまだ宍粟市もいっぱい公共施設抱えてこれから更新の時期も来る。そういう中で本当に新しいものをつくっていくときに、もっともっと将来負担のことを考えていかないともっと本当増えると思うんですね。130で済まないかも分からないですね。ゼロもある。全国平均27です。こういうことから見て本当にもっともっと将来負担のことを考えていかなければいけないとい

うふうに思いますので、再度、市長、時間ありますので3回目、認識をお尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） そのことはもう十分認識をしております、今116で130ということではありますが、広い合併後いろんな施設がたくさんあっていろんなことこれから維持管理、さらにまたそれを集約してということでもありますので、そのことについては常に経営する者としてはしっかり念頭に置きながら、将来に負担がないような軽減できるようにこれは努力していく、これは当然のことでもありますので、今の130は別にしまして、恐らく行政改革の中での1つの指標だと思うんですが、当然そういったことを踏まえながら軽減に努めていきたいと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） これで政策研究グループグローバルしそう、12番、大畑利明議員の質疑を終わります。

続いて宍志の会の予算質疑を行います。2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） 2番、宮元裕祐です。議長から発言の許可がありましたので、宍志の会を代表して通告書に基づき予算質疑をします。

まず、交流及び移住定住人口に関する予算についてお伺いいたします。

令和2年度はコロナに始まりコロナに終わった1年でした。コロナの打撃による痛みを抑えるため13回、今回32号議案で14回になるかもしれませんが、補正予算が組まれております。一般会計の当初予算231億円から総支出額は293億円と膨れ上がりました。

令和3年度予算は、民生費や衛生費、商工費の事業を見ると、コロナ禍が続くという前提の予算編成と考えます。密から疎へ新たな価値観を見いだす機運が高まる中で、令和3年度は都市からの交流人口や移住定住人口の増加に全力を注ぐとあります。

まず1つ目、観光資源を活用した施策が多数上がっておりますが、投資に見合ったお金を市内に落としてもらうような仕組みにできているのでしょうか。

2つ目、東京圏在住者移住支援事業において、どのような支援をどのような世代に、そして何人に支援しようとしているのかお伺いいたします。

3つ目、子育て世代の転入促進及び転出抑制の目標数値と、そのために計上している予算総額はお幾らでしょうか。

4つ目、就職・就労活動支援事業において、以前、高校生を対象にした企業説明

会におけるアンケートに魅力的な企業が市内にあるのを知らなかったとの意見が多くありましたが、そのアンケート結果を令和3年度はどのように反映されているのかお伺いいたします。

次に、教育費ICT支援員についてお伺いいたします。

教育費については、GIGAスクール構想における新しい学びを実現していくとあります。ICT支援員の人数やその雇用、勤務形態、支援員の役割や能力についてお伺いいたします。

以上で1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 宮元裕祐議員の予算質疑に対して順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、宍志の会代表の宮元議員の御質問にお答え申し上げます。このように思います。

教育費のICT支援員については、教育部長より答弁させたいと思います。

1点目の交流人口・定住人口に関する予算ということで大きな枠組みであります。特に観光施設について投資に見合った仕組みになっているのかと、こういうことであります。

新年度の観光予算では、スキー場2施設への新たな設備投資などから前年度より大幅に伸びており、まさに市北部活性化事業などを本格的に始動させ、宍粟市ならではのアウトドア・アクティビティを連携させて流入人口を増加させる仕組みを構築するための予算を提案させていただいております。

いずれの事業も宍粟市への観光誘客を促進するための投資でありまして、関係団体との連携を強化する中で、地域経済の活性化を推進していきたいと、このように考えております。

次に、東京圏の在住者移住支援事業であります。当事業につきましても、兵庫県及び県内36市町が協働し、県内への人材還流と中小企業の人材確保、起業の促進を目的に東京圏からの移住を伴う就業者やテレワーカー等に対して、移住支援金、起業支援金を支給する事業であります。

内容は、1世帯に対して100万円を支給することとしておりまして、当初予算としましては1世帯分を計上しております。

具体的などころでは、単身の場合は60万円というふうになっておりますが、対象は、東京23区に5年以上在住、就職されていた人で、それぞれ今後いろいろ先ほど申し上げたような方を対象に今後すると、こういうことであります。

子育て世代の転入促進及び転出抑制の目標数値と予算総額であります。子育て世代とは、これから結婚しようとする若い人たちから大学生の子どものいる親までいろいろ構成される世代でありまして、一定の年齢層ではなかなか捉えることはできません。

昨日来で一般質問でもお答えしたとおり、豊岡の例もされておったんですが、そういう意味で20代の特に女性の流出入の問題、そのときに御答弁申し上げましたが、かつては宍粟市の流入の人口のところは60代以上が非常に多い割合だったんですが、現実、本年度ちょっとまだ上半期しか私は承知しておりませんが、昨年度を見ますと、どうしても40代あたりからが増えつつあると、このことをしっかり捉えていきたいと。当然40代の方におかれましては、子育て世代、中学生や小学生の高学年から多かったようであります。さらにまた、そういったことを若い世代にもということでありまして、そういう意味での目標数値については現在はしておりませんが、新年度の予算の中でそういったこと取組も強化をしていきたいと、このように思います。

宍粟市におきましては、人口減少を抑制するためにも、令和3年度におきましては、特に地域創生の総合戦略に掲げる「産み育てる」の少子化対策事業として約4億円を計上しておりまして、子育て世代を含めた転入・転出の差を縮める取組をさらに進めていきたい、このように思っております。

次に、企業説明会でのアンケート結果を就職、あるいは就労活動でどのように反映させていくのかと、こういうことでもあります。

市内の企業の認知度が低いとのアンケート結果を、要は宍粟市内の事業所が一体どんな仕事をなされているのかどうなのか、あるいはどんな会社があるのかという認知度も含めてですが、その結果を受けまして、昨年2月には市内の魅力ある24企業を紹介するわくわ〜く企業図鑑を作成し、今年度、市内高校生にも配布しております。今日持ってきておりませんが、見られたことがあろうかと思いますが、それぞれ企業紹介したり、そこで働く若い人たちがなぜそこへ働いた、どんなことをやっておられるのかと、こういったことの冊子であります。それを今年度、市内高校生にも配布しておるところであります。

それは当然、高校生にもそのことを知っていただくという理由はあるわけですが、持って帰って親子でそういったことを話し合ってください、大変残念なことですが、親御さんも十分市内にどんな企業があるのか御承知でない方もいらっしゃると思いますので、それを通じて親子で就職のことも含め市内での企業の認知も含めて

ということで作成をしたところであります。

今後、企業情報の発信とさらに周知強化につなげながら、各種いろんなジャンルを使って情報発信に努めていきたいと、このように思っています。

また、高校生を対象にした企業説明会は、平成29年度より毎年開催をしておりますが、今年度はコロナ禍の影響もありまして初めてリモートという形で2月4日に開催をいたしました。参加者の意見も総じて好感触を得ておりますので、来年度も対面、あるいはリモートにかかわらず企業説明会を継続して実施する中で、市内もしくは通勤圏内での就職支援に取り組む予定としております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会教育部、大谷部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 私からは、ICT支援員についての質疑にお答えいたします。

令和3年4月からICT支援員として1名の会計年度任用職員の雇用を考えております。週に3日から4日程度の勤務とし、学校の授業のサポートやICT機器の活用促進につなげる研修会の講師として市内全小中学校を計画的に支援してまいります。

支援員は、授業や家庭学習における機器の活用について様々な知識と技術を備えていることが大事であると考えております。そのため教員や児童・生徒のサポートとICT機器の不具合へも対応してもらいたいと考えております。

また、教材の作成や校務支援システムの活用支援、それから学校のホームページの更新支援等、児童・生徒の情報活用能力の指導だけでなく、家庭と連携した取組にもノウハウを持つ教員経験者を配置したいと考えております。

当市では、ICT支援員の活用により、教育活動全体を通して児童・生徒の情報活用能力を育成し、各学校におけるプログラミング教育を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） それでは、2回目の質疑させていただきます。

まず、1つ目の観光資源の関係なんですけれども、いろいろと設備投資されていうことで流入人口、観光客を増やすということなんですけれども、地域経済の活性化という言葉を出されたんですけれども、その辺の具体策をちょっとお聞きします。

続いて、東京圏在住者移住支援事業において、1世帯100万円、単身だったら60

万円ということなのですが、たしか3年ぐらい前ですか、宍粟市の日本酒であったり、宍粟牛であったり、そういったものをPRするには、たしか部長とか課長とか産業部が行かれて、250万とか80万ぐらいの予算を使われPRされたんですが、それから見ると1世帯100万という、今ちょうどコロナで、昨日も同僚議員から田舎暮らしであったり、そういったことで質問もあったんですけども、そういったことを比べると1世帯100万円という、そういった予算措置というのはどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

それと、子育て世代についてなのですが、これはいろいろと子育て世代には医療費の無料化であったり、給食費であったり、教育費、いろんなところで転入、子育て世代の応援をされていると思うんですけども、そういった方々の他市町と比べてもらって結構この予算というのはどうなのかなと思うんですけども、例えば森林の家づくり事業とかいうので子育て世代が家建てたりするのに宍粟材を使ったりしているんですけども、そのときに上下水道も一緒に加入することになると宍粟市の場合、80万円ほどかかって他市町では15万円とか20万円とかいうことになりま。そういったことも含めてこれからもこの子育て世代についてはちょっと考える必要があるかなと思うんですけども。

4つ目の就職・就労活動支援事業なんですけれども、こちらについては今回、産業立地促進助成が2億6,000万円上がっております。これを使われるのは主に製造業が多いと聞いております。製造業ということになるとB to B、企業間取引が多くて、なかなか高校生がふだん目につく一般小売店であったり、消費者としての目につくところが少ないわけなんですけれども、そういった企業はB to Cになるんですけども、B to B企業がこの産業立地促進助成を結構利用されるわけで、割とこの製造業というのは、高校生とか市内で就職しようというところに目が行きにくい、分かりにくいところがあります。また、それは裏を返せば、本当に優良な企業が多いからB to B企業は宍粟市は結構多いかなと思うんですけども、やはりB to B企業に関しては、PR、情報発信いうところは今まで以上に考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

それと、教育費、ICT支援員について、先ほど雇用1名ということがあったんですが、たしか文部科学省においては、2018年から2022年において教育のICT化に向けた環境整備が5か年計画ということで、この5か年計画では4校に1校のICT支援員の配置水準目標が設けられています。市内では19校あるわけなんですけれども、それに対して1名というのは、今年度、令和3年度からタブレットなどを使

ったICT教育が本格化するわけなんです、それについては少しこの1名というのに対しての設置に関してはちょっともう少し配置目標水準からかけ離れていると思うんですが、いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まず、私のほうから2回目のところで、特に子育て世代と産業立地の関係について御答弁したいと思います。

北部地域の地域の活性化のいろいろ具体、これによって具体はどう進むんかということと、1世帯100万円、このことにつきましては、後ほど担当部長から考え方も含めて答弁させたいと思います。

それから、教育委員会については教育委員会ということで、特に子育て世代につきましては、先日来もいろいろ御意見いただいたり、議会からもこれまでもいろいろ御意見いただいております。

各方面でいろいろな施策を展開しております、特に高校生まで医療費だったり、あるいは給食費についても3人目と、こういうようなことも含めてその後もやっております。それから、先ほどおっしゃったように、森林の家づくり事業で、子どもさんがいらっしゃったら、それを加算しようということ、最高120万円ということ、やっております。そういうことではありますが、いろいろこれまでもあれもせい、これもせいということがいろいろあるわけではありますが、なかなかやっぱり全体の財源の中で厳しい状況もあります。

それから、他市町ではやってるけども、うちはやってない。その代わりうちはやってるけども、やってないということで、ある程度地域の特性や歴史やいろんなことがあると思いますので、必ずしもよそでやってるからうちでやるということも競争になると思います。ただ、子育て世代については、いろいろこれまでも出ておりますとおおり、可能な限り応援をしながら、何とかここで踏ん張って子育てが安心してできるように、またここで定着できるようにこれはせないかと、このように思っています。

それから、産業立地の関係であります、御承知かも知れませんが、ここ数年の中で、例えば神野のところ、須賀沢のところでも大きな企業もそれぞれありました。今年の就職状況を見ておりますと、社長さんともいろいろ、2社の社長と話したんですが、大変うれしいことに高校生が3名、今までやたらなかったんだけど、あそこへ立地することによって高校生がこの春から来てくれるんだと。それからそういうところが数社ありました。それから新たにそういう産業立地で支援をい

ただいたことによって会社の中の雰囲気も変わったりして、それから従業員を採用することによって活性化ができて、さらに税金も納めれるようになりましたと、こういう企業もあったのも事実であります。それはやっぱり地道にそういった取組をすることによって少しでも働く場をつくっていくことが重要だと、このように考えております。

ただ、先ほどの1回目のお話があったとおり、高校生や、あるいは保護者いうんか、地域の皆さんや、一体あそこの会社が何をつくっておるんか、どんな会社やということが分からないということも十分ありますので、さらに啓発をしながら、できるだけ市内で働く場がありますよと、世界にも頑張っていらっしゃる企業もありますよということも我々訴えていきたい、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私から2点お答えいたします。

まず、観光予算につきましては、宮元議員がおっしゃるとおり、2年度が1億8,000万円、それから3年度が7億2,000万円ということで、伸び率でいきますと395%ということで非常に大きな投資になっております。

御承知のとおり、これにつきましては、いわゆるハード整備といったところが非常に大きいかと考えております。このことによりまして次年度以降のソフトを充実させていって交流人口を増加させていく、またいろんなそれに関連する事業者が連携することによって活性化していく、こういう流れになっていこうかと思っておりますので、当然まだ3年度についても交流人口を怠るということはありませんので、いろんなイベントとか、そんなことも工夫しながらやっていきたいと考えております。

ただ、コロナの関係がございますので、時期等につきましては十分しっかり練った中での実施、こういうことになっていくかと思っております。

2点目、東京圏からの移住ということで、予算的には1世帯130万ということで最低限の予算計上ということになっております。

特に今までの移住のこと、昨日もお答えしたんですけど、今現在、移住人数ということで80名弱というようなことも報告させていただきました。これは市の支援に基づいて移住された方の人数でございしますが、やはり阪神間とか東海ぐらまではあるんですけど、関東圏からの移住というのはなかなか少ないといった状況にございます。

本来のこの制度につきましても、県下でも5件程度ということで、東京圏からの移住というのはなかなか進んでいないというのが現状ではないかなと考えております。

す。ただ、このアフターコロナ、この後につきましては、やはり非常に宍粟市としても打っていく、またチャンスでもあると考えております。特に農林業を中心としたそういった広大な自然を生かした環境、また発酵食、こういったことを活用しながらPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会教育部、大谷部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） それでは、宮元議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のように、G I G Aスクール構想というのは、もともとは5か年をかけて段階的に進める予定でございましたけれども、国の中でコロナ対策の中で1年で整備ということで大変前倒しになった状況でございます。その中で国も支援員を4校に1名というのを打ち出しております。ただ、財政的なこともございますし、基本的な今スタートに当たりまして、今、教育委員会が考えておりますのは、午前中は支援員が市内の小中学校を計画的に授業の支援ということで回っていく、それから午後についてはスタートですのでやはり教職員の皆さん方の心配、プログラムのことも非常に不安もたくさん持っておられ、まず研修が大事かと思っております。午後については教職員の研修であったりとか、個別の相談業務に当たるということで支援の1日を考えております。

スタートに当たっては、まず仕組みをしっかりとつくっていくことが大事だと思っておりますので徐々に質も上げていくということで、スタートに当たりましては、ICTに詳しい職員も各学校におりますので、そういった教員と協力しながら、ICT支援員を中心として進めていきたいと考えております。

なかなか最初からスタートからマックスでということは難しい状況ですので、段階に応じて状況も見ながら考えていきたいと考えております。

○議長（東 豊俊君） 2番、宮元裕祐議員。

○2番（宮元裕祐君） それじゃあ3回目、最後になるんですけども、観光資源ということで交流人口、そして設備投資ということで結構今回金額が上がっているんですけども、やはりいろんなイベントということになると、今度はコロナということでなかなか集客ということは難しいんですけども、それでもやはりこちら、宍粟市のほう、やはり密から疎の辺りになるんで、地域に当てはまりますコロナの真っ最中でも結構やはりこちらのほうに観光で来られる方が結構多かったわけなんですけども、その辺は十分対策もしながら、またイベントをしていただきたいと思うん

ですけれども、考えていただけたらなと思うんですけれども、イベントに対して何か対策に対して何か考えておられるのかお伺いいたします。

それとG I G Aスクール構想の1名なんですけれども、今後はどのような計画で、今回、前倒しいうことで1名ということだったんですけれども、今後どのような予定になっているのかお伺いいたします。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私のほうがお答えさせていただきます。

イベントといったところの質問なんですけど、イベントというのはなかなか今の段階で大規模なイベントするとか、こういったことはなかなか申し上げられない状況であると私は認識しております。

その中でアウトドアといったところも先ほど説明いたしました、特に3月から各施設においてキャンプなんかも開場されているんですけど、既に予約のほうも入ったりしている状況でもございます。

それと、やはり山への登山なんかも結構お客さんが来られているといった報告がございしますので、特にやはり宍粟市の自然、こういったところをPRして、川であったり山、またキャンプ、こういったところで集客を図っていきたいと考えております。

それと、もう1件、野菜についても、このコロナ禍においても、結構販売所については感染対策をしっかりとしたというようなこともPRしまして、お客さんが徐々に増えつつございます。そういったところもやっぱりPRなり、情報発信する中で集客を図って、より中での連携を深めていく、こういうことが大事かなと考えております。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会教育部、大谷部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） お尋ねのところは、ICT支援員を年次的に増員させていく計画があるのかということだと思います。現在のところは年次的な計画とは思っておりません。ただ、スタートに当たりまして、先ほども言いましたように、教職員の中には非常にたけた職員もおります。県の推進員をしております教職員もおりますので、そういったところでICT支援と協力しながら進めていきたいと考えておりますので、状況を見ながら段階的に検討していきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 以上で宍志の会、2番、宮元裕祐議員の質疑を終わります。

続いて公明市民の会の予算質疑を行います。

4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） 公明市民の会を代表して予算質疑をさせていただきます。

私は1点です。閉校地域の過疎化対策についてということでお聞きします。

葛沢地区においては、学校規模適正化の流れで伊水小学校と都多小学校が令和4年4月の統合に向けて協議が始まります。

子どもたちへの教育の質の向上のため必要な事業であることは大いに理解できるが、同地区では2つの幼稚園が閉園し、今回統合の小学校も数年先には複数学級になるという可能性があります。

このような状況の中で、学校を中心とするコミュニティが市の中心部に集まり、遠隔地域は一層の過疎化が進み、過疎化が進んだ地域に子育て世帯が住めるかどうかということを懸念いたします。

そこで、学校規模適正化により人口減少が予測される地域の過疎化対策事業を令和3年度予算ではどのように進めておられるのか伺います。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 西本 諭議員の予算質疑に対して順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、公明市民の会、西本議員の代表質問にお答え申し上げます。このように思います。

閉校地域の過疎化対策と、こういうことではありますが、このたびの伊水、都多小学校区の学校規模適正化につきましては、地域でも大変苦渋の選択の中、統合ということを選択されたと、こういうふうに思います。

特に人口減少、少子化が激しく、子どもの数の減少が非常に著しい状況の中で、子どもたちの健やかな成長に欠かすことのできない一定規模の集団の学びを何よりも最重要課題として捉えていただいて、子どもの教育環境のために御決断いただいたと、このように思っておるところであります。昼夜を問わずいろいろ御議論いただいたそれぞれ委員の皆さん等々に心より経緯と感謝を申し上げます。このように思います。

御承知のとおり、山崎町北部はもとより、宍粟市の北部地域では過疎化の進展は今や待ったなしの状態であります。現状におきましては、集落の維持も大きな課題でありまして、有効な手だてをなかなか見いだすことが困難であります。北部地域の活性化は宍粟市の活力の源であると、このように認識をしております。

そういった観点で、令和3年度の過疎対策事業につきましては、ハード事業とし

て全体で道路やいろんなこと、道路改良から橋梁を含めてであります、ハードとして約15億7,000万円程度予算計上しております。当然ソフト事業としてもいろんな活性化のイベントも含めてであります、2億7,000万円、合計約18億4,000万円の予算を計上させていただいております、そのうち北部旧3町域の過疎対策事業は18億円のうち約11億円と、こういう状況であります。

また、過疎対策事業以外におきましても、宍粟市のこの豊かな自然をということで、先日来いろいろ申し上げておりますが、アウトドア、あるいはアクティビティを創出する北部の活性化事業、あるいは家原遺跡公園、あるいはまほろばの湯を中心としたそういった事業、地域の皆さんと共にまさに協働で地域づくりを進めていくということですのでそれぞれの地域で取り組んでおるところであります。

同時に、地域の医療を守るという観点で3年度の予算の中で一宮北部の診療所の開設、そういったことも予算計上して地域の医療を何とか堅持していきたいと、こういうことでもあります。

また、地域ぐるみでも子どもたちを含めて新しい学校をつくるという観点で、小中一貫教育の推進、コミュニティ・スクールも含めてであります、そういったことも含めて地域の維持を図ろうと、こういうことでもあります。

総じて宍粟市はそういった地域が大変多くありますので、宍粟市全体の課題として地域の活力を高めていく、そのことが宍粟市の全体に広がっていくと、こういう観点で施策を推進していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上であります。

○議長（東 豊俊君） 4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） 昨日も一般質問、代表質問で人口減少とか過疎対策、そういう問題が多く議論されましたけれども、本当にこの人口減少というのは、やっぱり市長もよく言われますけど、スピード感、いろんな予算を立てても、そのスピードを上回る減少によってそれが無駄になってしまうということがございますので、先ほど言われましたように、市は小中一貫校を推進しておりますけども、これもやっぱり中心部に集まってまた過疎化が一層進むんじゃないかという不安も抱いております。

学校を中心とするコミュニティというか、それは地域にとっても最大の力というか、元気のもとですので、何とかこれを抑えていきたいという感じで進めていきたいと思うんですけど、今、先ほど来いろんな過疎対策、いろんなことを今言われま

したけども、要は認識は皆、議員も役場の職員も全部認識は同じだと思うんですけども、あとすばらしい政策があってもスピード感がないと間に合わないということなんで、市長よく言われますようにスピード感を持って進めるべきじゃないかということでもありますので、よろしくをお願いします。

現状を認識した上でどこまでスピード感を詰めていけるのかという部分でお願いしたいなということを思っていますが、どうでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まさしく今や過疎対策については、もう待ったなしの状況だと、このように思っています。

そういった観点でやっぱりアクセス、道路整備も非常に私は重要だと。しっかりアクセスを整備することによって、例えば蔦沢の人たちも山崎へ来やすい、あるいは行きやすいという、あるいは北部の人たちも県道を整備すること、あるいは市道との関連整備することによっていうことで、例えば蔦沢線につきましても、今回、県のほうもかなり力を入れていただきまして、3次補正を含めて新年度に向けても約8億円ほど道路に投入していただくことになっております。特に県道岩野辺山崎線、さらにまたそこらについては片山から向こう、それから中野を含めてかなり整備が、今、道路工事もいろいろやっておりますが、そういうところをやっていただいております。あわせて市道も付随しながら、中野上ノ線もさらに力を入れてやっていきたいことで新年度の予算をしております。

それから、特に養父宍粟、加美宍粟についてもかなり今いろいろ進んでおりまして、それは県にもこれまで地域の皆さんと一緒にあって市もお願いした結果、今年度と来年度に向けてかなりスピードアップしておるんじゃないかと思えます。

私は、道路だけではないんですが、そういうアクセス整備を例にしましても、やっぱりしっかりしたそういう安全な道を造ることによっても過疎から脱却できる僕は大きな要素があると思えますので、含めて総じてスピード感を持ってということでもありますので、そういう対応をしなくてはならないと、このように認識しております。

○議長（東 豊俊君） 4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） もう認識は了解いたしました。

学校というのは我々の防災拠点にもなっておりますので、廃校とかいろんな形なることによって、防災の拠点がどうなるのかということも不安でありますので、その辺もきっちりとセットでお願いしたいという形です。

私たちが長く住み続けられるように、もう認識は皆さん同じだと思っておりますけども、スピード感を持ってお願いしたいということが私の質疑で終わります。

以上です。

○議長（東 豊俊君） これで公明市民の会、4番、西本 諭議員の質疑を終わります。

以上で通告に基づく予算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第22号議案から第30号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第16 第31号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第16、第31号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第31号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、公立宍粟総合病院において院内感染防止業務等に従事した職員及び夜間・休日の業務に従事した医師や看護師に対して、その業務の特殊性を踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関緊急支援事業補助金の交付対象となる期間に応じ特例として特殊勤務手当を支給するため、必要な規定を整備するものであります。

改正内容としましては、主に3点となります。

1点目に、公立宍粟総合病院の職員が新型コロナウイルス感染症病棟などにおいて院内感染防止業務に従事した場合に、1日につき最高2,000円を支給できるよう改正を行うものであります。

2点目に、看護師が新型コロナウイルス感染症患者の看護業務のため深夜における業務に従事した場合に夜間看護手当を最大6,000円引き上げるものであります。

3点目に、医師が休日または時間外に新型コロナウイルス感染症患者の緊急診療業務に従事した場合に1回につき最大1万5,000円を支給できるよう改正を行うものであります。

それぞれ措置を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第31号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第17 第32号議案から第33号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第17、第32号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第14号)から第33号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第7号)までの2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第32号議案及び第33号議案の補正予算2議案につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の補正予算に伴う国庫支出金の内示により、必要となる歳入歳出予算及び繰越明許費を追加するほか、条例改正に伴う医療従事者に支給する特殊勤務手当を追加するものであります。

最初に、第32号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第14号)であります。歳入歳出にそれぞれ9,972万4,000円を追加し、補正後の総額を293億9,561万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、学校施設環境改善交付金の内示を受けました。小学校の階段昇降機の設置及び中学校のトイレ改修に係る工事費等を計上しております。これらにつきましては、繰越明許費を追加し、全額令和3年度に繰り越した上で執行することとしております。財源となる歳入につきましては、国庫支出金のほか、市債で防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債と合併特例事業債を追加しております。

次に、第33号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第7号)につきましては、国庫補助金を活用し、医師、看護師等に支給する特殊勤務手当を追加で計上しております。

支出補正額は1,985万2,000円の増額とし、補正後の支出総額を48億9,241万円としております。

議員各位におかれましては、それぞれ諸事情を御賢察の上、何とぞ原案に御賛同

賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第32号議案から第33号議案までの2議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月23日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後4時29分 散会）